

労働委員会の窓（令和6年9月分）

《会議関係》

- 9月10日 四国地区労働委員会公益委員連絡協議会
「同僚により無断で撮影された映像を証拠として懲戒処分を行うことの是非について」など3件
9月13日 第1341回公益委員会議
「令和6年（不）第1号事件の審査経過について」など2件
- 9月27日 第1235回愛媛県労働委員会総会
「令和6年（不）第1号事件について」など9件

《集团的労使紛争関係》

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法7条該当号	申立内容	終結状況
6年(不)第1号	福祉業	R6.3.21	1,3	不利益取扱い是正 支配介入の禁止 謝罪文の掲示等	係属中
6年(不)第2号	建設業	R6.6.13	2	団体交渉応諾	係属中

《個別的労使紛争関係》

○ あっせん事件

事件番号	業種	あっせん事項	申出年月日 申出者	あっせん回数	終結状況
6年個別第1号	医療業	退職金・解雇予告手当・慰謝料等の支払い	R6.2.28 労働者	2回	解決
6年個別第2号	医療業	精神的・経済的損失に対する金銭的補償	R6.4.9 労働者	-	不開始
6年個別第3号	宿泊業	断続的労働の許可が下りていない期間の賃金の引上げ及び再計算	R6.6.11 労働者	-	不開始
6年個別第4号	宿泊業	断続的労働の許可が下りていない期間の賃金の引上げ及び再計算	R6.6.11 労働者	-	不開始
6年個別第5号	サービス業	仕事を与えられなかった1か月間の給与補償	R6.7.5 労働者	1回	係属中

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
9月	18	28
累計（4月～）	142	211

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

《お知らせ》

労働委員会では、毎年10月を「個別労働関係紛争処理制度」の周知月間と定め、全国の労働委員会と連携して周知活動を実施しています。

周知月間中は、PRのための特別事業として、労働委員による労使トラブル相談や、職員による夜間電話相談等を次のとおり実施することとしております。

1 労使トラブル夜間電話相談

○日 時：10月8日（火）、24日（木） 17時15分～20時

2 労働委員労使トラブル専門相談

○日 時：10月11日（金）、25日（金） 14時30分～ ※事前予約制

○場 所：県中予地方局 2階 労働委員・相談室（面談方式）

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。
相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町132番地

メールアドレス roudouin@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tirouin/>